

情報経営イノベーション専門職大学取引業者への対応に関する取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、情報経営イノベーション専門職大学（以下「本学」という。）が物件等の調達を発注する業者（以下「取引業者」という。）に監視、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「取引停止」とは、通常の売買取引の停止、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約等、全ての売買における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 学長は、取引業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの要領の定めるところにより期間を定め、取引停止の措置を行うものとする。

2 前項のほか、他の公共機関において取引停止の措置を行った旨の通知を受けた場合や、学長が特に必要と認める場合、取引停止の措置を行うことができる。

(取引停止の期間の特例等)

第4条 取引業者が一つの事案により別表各号の措置要件の二つ以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって取引停止期間とする。

2 取引業者が取引停止の期間中、又は取引停止の期間満了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合、取引停止期間は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 前項の取引停止期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

4 学長は、取引停止期間中の取引業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該取引業者について取引停止を解除するものとする。

5 学長は、取引停止期間中の取引業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(1) 特許等特別な技術を必要とする購入等契約で、取引停止期間中の取引業者以外に取引の相手方がいない場合

(2) 緊急の購入等契約で、取引停止期間中の取引業者以外では、購入等契約の

目的を達成することができない場合

- (3) 現に契約履行中の購入等契約に直接関連する購入等契約で、取引停止期間中の取引業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められる場合

(指名停止)

- 第5条 学長は、取引停止された取引業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は、見積書の提示を依頼している場合は、当該指名等を取り消すものとする。
- 2 学長は、取引停止された取引業者について、すでに入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に至っていない場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止措置等の通知)

- 第6条 学長は、第3条の規定による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除及び前条の規定による指名等の取消しをしたときには、取引停止措置（解除）通知書（別紙様式）により当該取引業者に対し遅滞なく通知するとともに、学部長及び学科長に対し当該取引停止措置等について、同通知書の写しを送付するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、通知する必要がないと認める相当な理由があるときは、通知を省略することができるものとする。

(取引停止期間中の下請等)

- 第7条 学長は、取引停止の期間中の取引業者が本学の契約に係る全部又は一部を下請けし、もしくは受託し、又は工事契約の完成保証人となることを認めないものとする。ただし、当該取引業者が取引停止の期間の開始前に下請けし、又は工事契約の完成保証人となっている場合は、この限りではない。

(取引停止に至らない事由に関する措置)

- 第8条 学長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(改廃)

- 第9条 この取扱要領の改廃は、学長の決裁を必要とする。

附則

- この要領は、令和2年年5月29日から施行する。

別表

取引停止の措置基準

区分	措置要件	取引停止期間
① 過失による粗雑な契約履行	本学発注の物品購入等契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき	認定をした日から1か月以上6か月以内
② 契約違反	①に掲げる場合のほか、本学発注の物品購入等契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき	認定をした日から2週間以上4か月以内
③ 落札者又は契約の相手方として決定後の契約締結の辞退	本学発注の物品購入等契約に係る一般競争契約、指名競争契約において、落札者又は契約の相手方として決定した後に契約締結の辞退をしたとき	認定をした日から2週間以上4か月以内
④ 談合	本学に係る物品購入等契約において、競争入札妨害又は談合が発覚したとき	認定をした日から1か月以上12か月以内
⑤不正行為	ア本学に対し架空請求を行ったとき	認定をした日から3か月以上24か月以内
	イ納品の事実を偽ったとき	認定をした日から3か月以上24か月以内
	ウ本学の許可を得ないで、物品の貸付、試供品の提供、その他業者の将来的な営利を目的として営業活動を行ったとき	認定をした日から1か月以上12か月以内
	エ提出書類に意図的な虚偽があったとき	認定をした日から2か月以上18か月以内 才本学が定める教員発注の限度額を超えて受注したとき

	カその他本学が不正と認められた場合	認定をした日から 1か月以上6か月以内 上記ア～オを考慮し決定
⑥ 不誠実行為	本学に対し不誠実な行為を働いたとき	認定をした日から 1か月以上9か月以内
⑦ 贈賄	ア本学の役職員に対し、贈賄が発覚したとき	認定をした日から 2か月以上 12 か月以内
	イ本学以外の公的機関の職員等に対して行った贈賄が発覚したとき	認定をした日から 1か月以上9か月以内
⑧ その他	ア業者が取引停止期間中であるにもかかわらず、本学において営業行為を行ったとき	取引停止期間終了日から1か月以上9か月以内
	イ本学以外の公的機関において取引停止の措置が行われたとき	学長決定
	ウ前各号に掲げる場合のほか、特別の事由により本学発注の物品購入等契約の相手方として不適當であると認められるとき	学長決定